

証券投資にきっかけ!

ニ ー サ

NISA

が いい さ !!

(一般NISA編)



とうしくん®

NISAは、2014年からスタートした「少額投資非課税制度」。
NISA口座で購入した上場株式や株式投資信託等の
配当金及び売買益等が非課税になる制度です。

始めるなら証券会社へ

NISAがいいさ 検索

<https://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

みんなにいいさ!
NISAがいいさ!!



NISAデビューの前に 証券投資ってなに？

3 つの キホン



キホン 1

証券投資と貯蓄どっちがうの？

証券
投資

貯蓄



- 「証券投資」はふやすことに、「貯蓄」は貯めることに重点をおいています。

ふやす
[証券投資]

- 株式、投資信託、債券などで運用
 - 長期投資と分散投資が基本
 - 運用成果は予測できない
- 株式 投資信託 債券(国債・地方債) など

ためる
[貯蓄]

- ふやすことより貯めることを重視
 - 元本保証など確実性を重視
 - 運用成果は商品の選択時に決定
- 普通預金 定期預金 積立定期 など

- それぞれの商品のリスクとリターンの関係をチェックしておきましょう。

NISA対象の2商品

預貯金
ローリスク・ローリターン。
あまり収益は
高くありません。

債券(公社債)
基本的には満期まで
持ち続けるという
考え方。

株式投資信託
商品によって
リスク・リターンは
さまざま。

株式
ハイリスク・ハイリターン。
高い収益が期待できますが
その逆も。

小[低] ◀ リターン[収益] ▶ 大[高]
小[低] ◀ リスク[収益のブレ] ▶ 大[高]

キホン 2

証券会社ではどのような商品に 投資ができるの？



- 証券会社では上場株式など
豊富な商品に投資が
できます。

株式投資信託

銀行

上場株式

ETF 上場投資信託

株式投資信託

REIT 不動産投資信託

証券会社



● 株式投資

企業は株式を発行して株主をつくり、それで得た資金で事業を拡大、収益の一部を「配当金」として株主に還元します。株主は購入した株式の値上がりによる売買益（キャピタルゲイン）が期待できます。また、その会社に出資して資金面で応援するという楽しみや、会社を育てて、経済や社会の発展に寄与するという社会的意義などもあります。

株式投資の3つの魅力

- 売買益** 買ったときより株価が上昇すれば、売却したとき利益を受取れる。
- 配当金** 会社の業績に合わせて、決算時期等に配当金を受取れる。
- 株主優待** 商品券や割引券、サービス券など株主としてのさまざまな優待を受けられる会社も多い。

株式投資のリスク

- 信用リスク** 購入した会社が経営破たんする可能性
- 価格変動リスク** 株式の値段（株価）が値下がりする可能性

リスクに対応するには

- 時間分散** 一度に買わず、何度かに分けて買う。
- 銘柄分散** 一つの銘柄にお金を集中させない。いくつかの銘柄に分散してバランスよく組み合わせる。
- 長期投資** 毎日の株価を追いかけず、数年後を予測し中長期にわたって、その会社を応援していく気持ちで運用する。

● 投資信託

投資信託（ファンド）とは、投資家から集めたお金をまとめ、資産運用の専門家が株式や債券などに投資・運用し、その運用の成果として生まれた利益を投資家に還元するという仕組みの金融商品です。運用対象や運用手法により、安全性を重視して運用する投資信託から積極的にリスクを取りつつ収益性を追求する投資信託まで多くの種類があります。

投資信託の3つの魅力

- 専門家が運用してくれる。
- 1万円程度の少額から始められる商品も。
- 分散投資でリスクを軽減できる。

投資信託のリスク*

- 信用リスク** 組み入れた株式・債券の発行体が元本や利息を支払えなくなる可能性
- 価格変動リスク** 組み入れた株式・債券が値下がりする可能性

リスクに対応するには

- 時間分散**
- 銘柄分散**
- 長期投資**

* 外国の株式や債券で運用する投資信託には為替変動リスク等があります。

NISAの

3

つの いいさ!



NISAは、2014年からスタートした「少額投資非課税制度」です。

NISA口座で購入した上場株式や株式投資信託等の配当金及び売買益等が非課税になる制度です。

日本にお住まいの20歳*1以上の方ならどなたでも利用でき、途中売却も自由*2です。

* 1 成年年齢の引き下げに伴い、2023年1月1日より「20歳」と記載の箇所は「18歳」となります。

* 2 ただし、売却しても一度利用した非課税枠は復活しません。

いいさ!

1

配当金や売買益等が非課税!



NISA 口座

NISA口座で購入した上場株式や株式投資信託等の配当金及び売買益等は

非課税

年間120万円まで購入可能

(注) 売買損失が発生しても、特定口座や一般口座で保有する他の株式等の配当金や売買損益等との損益通算はできません。上場株式の配当金等を非課税とするには、「証券会社で受取る方式(株式数比例配分方式)」を選択していただく必要があります。

特定・一般口座

上場株式や株式投資信託等の配当金及び売買益等の税率は

20%*3

* 3 2037年12月末までは、復興特別所得税が上乗せされ20.315%となります。

……▶ つまり、税金がかからない!



いいさ!

2

投資資金も少額から!

- 商品によっては、1万円以内の少額で購入できる上場株式・株式投資信託もあります。

……▶ つまり、手軽にスタートしやすい!

いいさ!

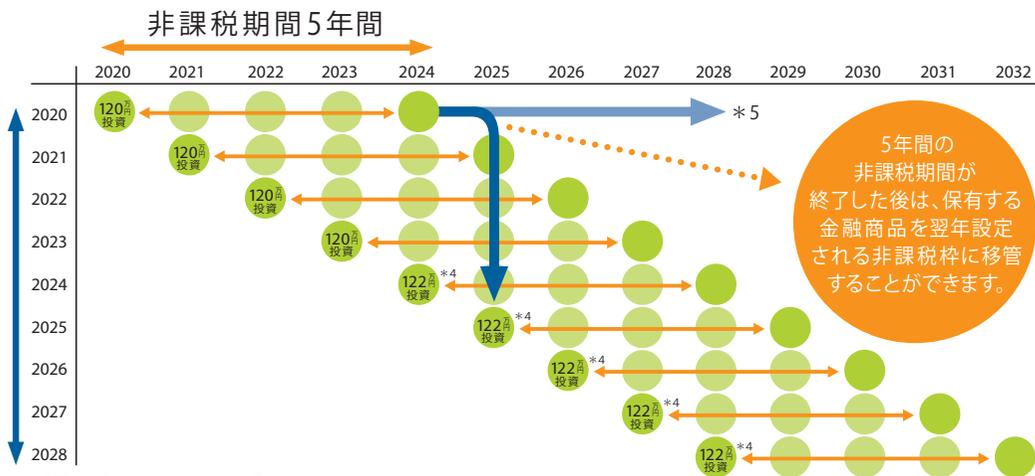
3

非課税期間は5年間! 年間120万円まで購入可能!



5

- 投資をした年から最大5年間、年間120万円（買付代金）まで非課税の取扱いを受けられます。つまり、5年間で最大600万円まで購入可能! *4



- * 4 令和2年度税制改正に伴い、NISA制度は2024年から変更されます。詳しくはP.5をご覧ください。
- * 5 非課税期間5年が終わると、NISA口座の上場株式や株式投資信託等は、特定口座や一般口座の課税口座に移り、その後の配当金及び売買益等については課税されます。
- ◎ 上記の特定口座などの課税口座への移管のほか、引き続きNISA口座で翌年の非課税枠を利用し、そのまま保有し続けることもできます。詳しくはP.6をご覧ください。

……▶ つまり、じっくり学びながら取り組める!

要チェック!

- NISAとつみたてNISAは選択制です。同一年中に両方の口座を持つことはできません。



- 口座開設にはマイナンバーの提供が必要です。*6

* 6 既にご利用したい金融機関にマイナンバーを提供済み場合は、改めて提供いただく必要はありません。

\ つみたてNISAもあるけれど / 私はこんな理由で NISAを選びました!

株主優待を 楽しみたい

株主優待のある銘柄を購入して、商品や割引券を受取れるのが楽しいです。



1年に使える 非課税枠はなるべく 多い方がいい

NISAは年間120万円まで投資できるところが魅力です。120万円までで色々な銘柄を購入して、分散投資をすることもできます。



企業を 応援したい

地元企業や、環境に配慮した取り組みを行っている企業の株式を購入しています。証券投資はがんばっている企業の応援にもなりますよね!



税制改正により、NISA制度は2024年から変わります!

現行

120万円
上場株式等

2024年～

1階部分での
積立投資を前提とした
2階建ての制度に! *1

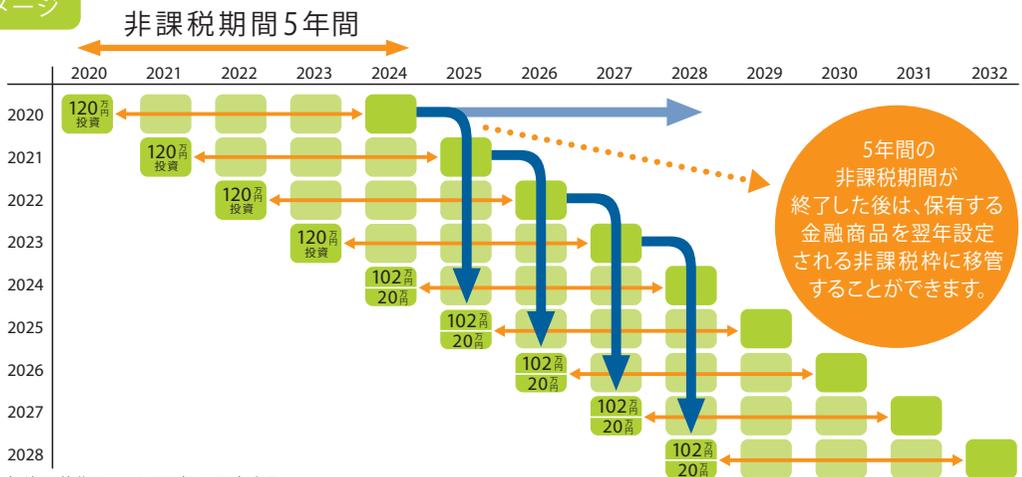
【2階】
102万円

上場株式、
株式投資信託等*2

【1階】
20万円

つみたてNISA対象の
株式投資信託等

投資イメージ



投資可能期間は、2028年12月末まで

*1 原則として、2階部分を利用した投資には、1階部分で既に投資を行っている必要があります。

*2 高レバレッジ投資信託や整理銘柄・監理銘柄など、一部の商品は投資対象から除外される予定です。



非課税期間終了時のご注意 (ロールオーバーのご案内)



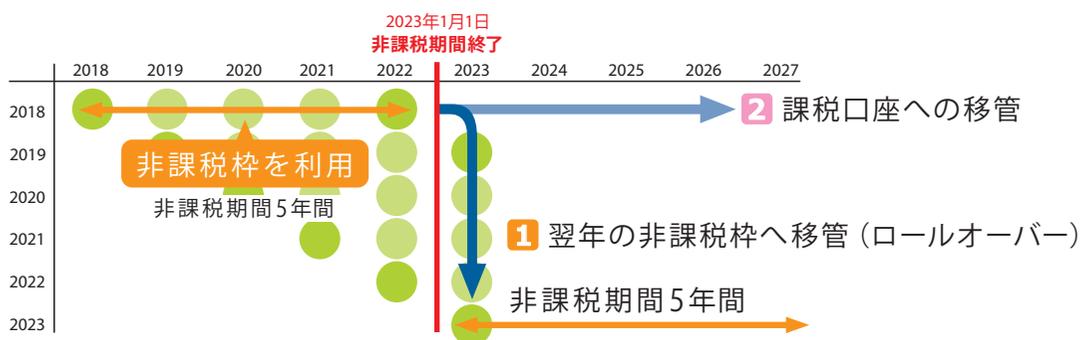
2018年にNISA口座で購入した株式の非課税期間が2022年12月末で終わってしまうんだけど、どうすればいいの？



2023年の非課税枠へロールオーバーするか、特定口座などの課税口座に移すか決める！*3



- NISAの非課税期間は投資をした年から最大5年間です。非課税期間終了の前に、以下の **1** と **2** のいずれかを選択してください。



*3 非課税期間内に売却するという選択肢もあります。

1 翌年の非課税枠へ移管 (ロールオーバー)

- 2023年1月1日に、2022年12月の最終営業日の時価により、2023年分の非課税枠へ移管されます。
→引き続き、5年間(2027年12月末まで)は配当金や売買益等が非課税です。
- NISA口座を開設している証券会社に、あらかじめ「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

ロールオーバー時の注意点

- ロールオーバーした金額(2022年12月の最終営業日の時価)分だけ、翌年の非課税枠で新規投資できる額は少なくなります。
- 別の証券会社のNISA口座へロールオーバーすることはできません。
NISAを利用する証券会社を変更している場合は、金融機関変更手続きを行い、当該年に利用した証券会社に非課税管理勘定を設定してください。
- NISAからつみたてNISAへのロールオーバーはできません。
- 2019年以降購入分は、2024年から始まる新しいNISA制度へのロールオーバーも可能です。

2 課税口座への移管

2023年1月1日に、2022年12月の最終営業日の時価により、課税口座へ移管されます。
→取得価額は2022年最終営業日の時価となり、その後生じた配当金や売買益等は課税されます。

- ※特定口座をNISA口座と同一の部店にお持ちの方は、特段のお手続きをすることなく、特定口座に移管されます。
- ※特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には、証券会社等に所定の依頼書をご提出ください。
特定口座をお持ちでない場合は、特段のお手続きをすることなく、一般口座に移管されます。

NISAについて、知っておきたいこと。



1 NISA口座は原則1人1口座しか開設できません。

NISA口座は原則1人1口座。NISA口座を開設する金融機関の変更は1年単位でしか行えません（金融機関の変更をした場合には、複数のNISA口座を持つことにはなりますが、買付けができるのは各年につき1つのNISA口座だけです）。

2 NISA口座と特定口座や一般口座との損益通算はできません。

NISA口座における配当金や売買益等は非課税となりますが、その一方で売買損失はないものとされます。特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売買益等との損益通算はできません。

また、NISAの非課税期間が終了したときに、翌年の非課税枠や特定口座・一般口座に上場株式や株式投資信託等を移管する場合には、その上場株式や株式投資信託等の取得価額は移管日・払出日における時価となり、払出日に価格が取得価額よりも下落していたときにも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。

3 NISA口座で売却しても、一度利用した非課税枠は復活しません。

NISA口座で購入した上場株式や株式投資信託等を売却した場合、その上場株式や株式投資信託等を買付けた際の投資額（買付代金）は、再度、非課税枠として利用できません。新たに上場株式や株式投資信託等の買付けや再投資（自動買付）を行えば、その分の非課税枠が減少することになります。

4 上場株式の配当金等を非課税とするには、「証券会社で受取る方式（株式数比例配分方式）」を選択していただく必要があります。

NISA口座で購入した上場株式の配当金やETF、REITの分配金について非課税の取扱いを受けるには、証券会社で「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されているすべての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。なお、株式投資信託の分配金は、受取機関を問わず非課税です。

NISAを学べるコンテンツなど満載!!

<https://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

NISAがいいさ 検索



お問い合わせ

NISA相談コールセンター



証券会社で

0570-023-104

ニーサでとうし

受付時間…平日9:00～17:00 ※祝日及び年末年始を除きます。

 **日本証券業協会**
Japan Securities Dealers Association